



研修会報告・・・松村建 & 児玉大貴

平成30年5月10日 於：浜田市金城総合運動公園 ふれあいジム・かなぎ

島根県同和教育推進協議会連合会総会および第118回研究集会に参加してきました！

研究集会では、「活動する市民グループ 15年の歩み」と題して、浜田市めばえの会代表：山崎壽松氏による実践発表がありました。

浜田市周布公民館の取り組みとして、公民館で市民グループを結成し、その市民グループを中心に、同和問題の学習活動を15年に渡って行っている様子が報告されました。

また、『「部落差別解消推進法」が施行！～どんな法律？なぜできたの？～』という演題で、近畿大学人権問題研究所教授奥田均先生による講演がありました。



同和問題に対する国の施策としては、1965年の「同対審答申」にはじまり、「同和対策事業特別事業措置法」の制定（1969年）、「地域改善対策特別措置法」（1982年）、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（1987年）と2回の延長を経て、2002年に時限立法の期限が終了しました。

その事業を終えて久しい今、なぜ「部落差別解消推進法」が2016年に制定されたのでしょうか？ その主な理由は次の3つです・・・

理由：人権政策の確立と法整備を求める運動が「国民運動」として、国民個人や企業にも成熟し、蓄積されてきた（様々な企業や宗教法人などを含めたあらゆる団体が、研修会や窓口設置、連絡会の立ち上げなどの取り組みを活発化している）

理由：ネットを通じて、差別実態が顕在化・悪質化している（ヘイトスピーチや全国部落調査復刻版出版事件など）

理由：時代や国際社会からの要求。例えば国連人権関係委員会からの勧告や2020年の東京でのオリンピック開催で、「国際的な基準を満たしていること」が政府からも求められるようになった。

このように、日本は、2016年に障害者差別解消法やヘイトスピーチ解消法と合わせて国際基準を満たす国になりました。従来の対策法との大きな相違点は、同和地区出身者への「被害者対策」という意味合いが強かったものから脱却して、差別する側に直接働きかける恒久的な法体系の構築という意味合いへと転換したという点です。

では、国民の中から差別者を出さないようにするためにはどうしたらよいのでしょうか？差別は「差別が在ると感じさせない」ところに差別の差別たるゆえんがあります！被害者が声を上げないことで、差別の実態が無いと錯覚するのは間違いだし、「寝た子を起すな論」で啓発活動に否定的な態度をとることも間違いでしょう。差別の理不尽さを知らない子は、差別事象に遭遇した時、「それは違う！」と正しい行動選択ができず、「えっ、そうなの！？」といとも簡単に差別感をもってしまいかもしれません。だからこそ、学校現場における同和教育・啓発活動は一層の熱意をもって我々が取り組まなければいけない課題なのです。